

介護保険住宅改修施工業者の登録について

介護保険制度において、介護サービスを提供する事業者は人員・設備・運営等の一定基準を満たして県への事業者登録が必要（事業者指定制度）であり、これにより介護サービスの質が保たれています。

一方、介護保険住宅改修に係る業者としては、前段に示した登録等は不要となっています。このため、サービスの質の均一化を図ることが難しくなっています。

そこで、本市では介護保険住宅改修施工に係る業者の皆様に対して、標記制度についての理解を深めて頂き、ケアマネジャーや地域包括支援センター等関係者と連携し、利用者の身体状況に適した改修を行い、質の向上を図ることを目的に、介護保険住宅改修施工業者の登録制度を実施しています。

◇松本市では、平成 20 年 7 月 1 日以降登録されていない業者による工事は介護保険給付対象外となります。◇
(ここでいう業者とは大工や工務店等も含めて、介護保険での住宅改修に係る者をいいます)

届出の際は、別紙様式の他に、ご本人確認のための運転免許証及び運転免許証のコピー、名刺をご用意し、高齢福祉課介護給付担当窓口にお越しください。

なお、この業者登録は介護保険制度を利用した住宅改修を施工する意向が無い場合は必要ありません。制度詳細については下記にまとめてありますので、よくお読み頂き、ご協力いただける意向がある業者は別様式により届出をお願い致します。

介護保険住宅改修費支給について

要支援者（要支援1・2）や要介護者（要介護1～5）の認定を受けた方が、それぞれの能力を活かして、自宅で自立した生活をしやすいことを目的とした住宅改修に対する給付制度です。個々の身体状況等を踏まえ、福祉の専門的な観点から改修内容を充分検討する必要があります。（例えば、手すりの取り付け位置、長さ、形状、補強工事の要否等適切な改修の選定）制度利用にあたっては下記事項についてご留意ください。

【給付対象となり得る工事】

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- すべりの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え

【注意事項】

- ・利用者の状況等によっては、上記工事に該当しても給付対象とならない場合もあります。改修の必要性を感じたら、まず担当ケアマネジャーや地域包括支援センター等に改修の内容や妥当性について十分に相談をしてください。
- ・改修着工前に必要書類を揃え、事前承認審査の届け出をしてください。事前承認審査を受けて必要な改修と認められた工事のみが給付対象となります。所要の手続きを行っていない工事は給付対象外となります。
- ・給付対象となる改修工事は、要支援者又は要介護者が住民登録をして、現に住んでいる住所での工事です。
- ・破損や老朽化を理由とした改修や新築・増築に伴う工事は給付対象外です。
- ・入院、施設入所中の方は利用できません。（退院・退所に向けて工事をすることは可能ですが、**本人同席のもと家屋調査や動作確認を行った上で事前承認審査の届け出をしてください。**また、「完了報告兼支給申請書」の提出は退院・退所後となります。なお、退院・退所できなかった場合には給付対象外となります。）
- ・本人及び家族等により住宅改修が行われる場合、材料費や製品代のみが給付対象となります。（例外として、施工費等が対象となる場合もあります。ご相談ください。）

【利用者の負担】

給付対象となる工事費用に対して、20万円を上限として1割（又は2割もしくは3割）の利用者自己負担が必要となります。事前承認審査を受けて工事を完了した後に、改修に要した費用の全額をいったん施工業者に支払い、必要書類を揃えて市に完了報告兼支給申請を行ってください。後から保険給付分として9割（又は8割もしくは7割）が給付されます。

【ケアマネジャーとは】要介護認定者からの相談に応じ、自立支援に向けたサービスを利用するにあたって、**介護**サービス事業者や行政と連絡調整、手配等をする職種です。

【地域包括支援センターとは】利用者のお住まいの地域を担当する包括支援センター（市内12箇所）が、利用者の住みなれた地域で安心して生活できるように、生活機能の維持・改善に向けて、介護予防サービスを利用するための連絡調整と手配等を行います。